

金銭登録機リース契約に係る入札仕様書

1 件名

金銭登録機リース契約

2 業務概要

税関係手数料の収納に使用する金銭登録機のリース

3 リース期間

令和2年10月1日から令和7年9月30日まで（60月）

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）

4 契約の内容

- (1) 機器のリース（別紙1「機器仕様書」のとおり）
- (2) 機器の導入・設置
- (3) 本リース契約満了後の機器の撤去

5 設置場所

鹿児島市吉田税務課（鹿児島市本城町1696番地）

6 入札について

リース期間を60月として1月あたりの金額を算定し、入札書には1月分のリース料を見積もること。ただし、見積額には、消費税相当額及び地方消費税相当額は含まないこと。

なお、リース料の中には、設定料、出張料及び送料などの導入及び設置に係る経費、部品料や点検料、機器の撤去、リサイクルに係る経費、公租公課並びに動産総合保険料など必要な経費を全て見込むこと。リース期間満了後の物件は返還するものとする。

7 契約の締結

(1) リース料

入札により決定したリース料とする。

(2) 契約の締結

落札業者（以下「受注者」という。）は、鹿児島市（以下「発注者」という。）から落札決定通知を受けた日から5日以内に発注者との契約書及び契約に必要な書類を提出すること。また、鹿児島市契約規則（以下「規則」という。）第25条の規定に基づく契約保証金を納めること。ただし、規則第26条各号のいずれかに該当したときは当該保証金を免除する。

(3) 動産総合保険への加入

規則第59条の規定に基づき、受注者は、契約締結後、自らの負担で、発注者が使用する機器を対象とする動産総合保険を締結することとし、当該保険証書は、保険契

約締結後直ちに発注者に提出すること。

8 リース料金の支払い

- (1) 受注者は、発注者に対し、当該月のリース料の請求を翌月10日までに行うものとする。
- (2) 発注者は、受注者の請求を正当と認め、これを受領した日から30日以内に当該請求に係る金額を受注者に支払うものとする。

9 共通事項

- (1) 受注者は、落札決定後7日以内に、機器の「納入計画書」を作成し発注者に提出すること。
- (2) 受注者は、落札決定後、必要に応じ電源工事、導入設置作業を発注者と別途協議した上で実施すること。
- (3) 本仕様書に記載がない場合でも、機器等の正常な動作に必要な部品や設定作業などがある場合は、受注者が適宜付加すること。
- (4) 受注者は、機器の据付調整完了後速やかに職員に対して導入研修を実施すること。
ただし、発注者がその必要がないと認めたときは研修を行わないことができる。
- (5) 保証期間内の不具合等について迅速な対応をとること。故障の際は受注者、もしくは受注者が指名した業者が受注者と連携して対応すること。

10 その他

契約内容の遂行にあたっては、関係法令、条例等のほか、市の服務規律、情報セキュリティ及び環境保全に向けた取り組みを遵守すること。

機器仕様書

1 総則

(1) 発注者が使用する機器の構成・数量については、基本的にこの別紙 1 に記載されているとおりとし、問題なく動作するとともに、合理的で費用対効果に優れ、故障対応などが迅速に行えるような機器構成を選択すること。

また、契約期間満了予定日から 1 年以上部品の継続供給が可能な機器を提供すること。

その他、対象機器の正常な動作に必要な部品等は必要に応じて適宜付加すること。

(2) 機器の構成・数量・仕様については、「2 数量等」のとおりとする。

2 数量等

(1) 金銭登録機 1 台

※ユーザープログラム設定料を含むこと

(2) 設定内容

・漢字対応（レシート・集計表）

・登録項目数 15 項目（別紙 2 「金銭登録機の設定内容」のとおり）

※ワンタッチキーに登録すること

・責任者登録が 10 件以上できること

(3) 仕様

ア 部門ボタン（項目）が 24 個以上

イ 記録紙とレシートが個別に発行できること

ウ 使用する記録紙は 58mm 幅の感熱紙とすること

エ レシートに指定のロゴ（別途指示）が入れられること

オ 部門（項目）別の集計ができること

カ グループ別集計ができること

キ 時間帯別集計ができること

ク 日計、期間計（月、年度）の集計と累計ができること

ケ ドロア閉め忘れ防止機能付きとすること

コ 外形寸法

幅 410mm×奥行 430mm×高さ 300mm 程度

《参考機種》

東芝テック FS-770

3 その他

入札参加申込時に、仕様の確認できるカタログを提出すること。

金銭登録機の設定内容

1 グループ（項目）毎の入力（※ワンタッチキーへ登録）

(1) 市県民税関係証明（4項目）

ア 所得額証明	300円
イ 課税額証明	300円
ウ 所得額・課税額証明	300円
エ 市民税その他証明	300円

(2) 資産税関係証明（9項目）

ア 資産証明	300円
イ 評価証明	300円
ウ 公課証明	300円
エ 登録事項証明	300円
オ 公函	300円
カ 土地・家屋名寄閲覧（写し）	300円
キ 資産税その他証明	300円
ク 住宅用家屋証明	1, 300円
ケ 償却資産証明	300円

(3) 納税関係証明（2項目）

ア 納税証明	300円
イ 納税その他証明	300円

2 日計・月計・年度計の入力

各関係別、時間別の合計分を算出する。